

# 社会福祉法人アルプス福祉会定款細則

## 第 1 章 総 則

(根 拠)

第 1 条 この社会福祉法人アルプス福祉会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人アルプス福祉会定款（以下「定款」という。）第 4 1 条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目 的)

第 2 条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる業務運営に関し、評議員会及び理事会の業務の決定事項及び理事長、専務理事、常務理事、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 定款第 1 条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行うものとする。

## 第 2 章 業務の推進

(業務の決定と職務権限)

第 4 条 定款第 10 条及び 17 条の規定による評議員会及び理事会の決定事項については、別表 1 及び別表 1-2、1-3 のとおりとする。

2 理事長及び専務理事、常務理事並びに施設長の職務権限については、別表 2-2、3-2 のとおりとする。

(評議員及び理事の意思表示)

第 5 条 評議員及び理事は、やむを得ない理由により評議員会及び理事会に出席できないときは、事前に示された議案を審議の上、委任状により意思を示すことができる。

(職務の代理)

第 6 条 定款第 17 条の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に評議員会並びに理事会の議決を経ることとする。

順 位	職 務 代 理 者
第 1 位順位	専務理事にある理事
第 2 位順位	常務理事にある理事
第 3 位順位	その他の常勤理事
第 4 位順位	就任順の非常勤理事

### 第 3 章 評議員会及び理事会

#### (評議員会及び理事会の招集)

第 7 条 評議員会及び理事会の開催時期は、①予算②決算③補正予算④事業経過報告とし、評議員会は年間 1 回以上、理事会は年間 3 回以上開催することを原則とする。

- 2 理事長は、評議員会及び理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも 1 週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を各評議員及び理事並びに監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

#### (資料の提出)

第 8 条 理事長は、評議員会及び理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1 週間前までにこれを提出するものとする。

#### (出席の有無)

第 9 条 評議員並びに理事及び監事は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

#### (開会及び閉会)

第 10 条 評議員会及び理事会の開会及び閉会は、事前に出席委員の互選により議長を定め、議長が宣言する。

#### (表決の方法)

第 11 条 評議員会及び理事会における表決の方法は挙手による。

- 2 議長は、評議員及び理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

#### (議長の議決権)

第 12 条 評議員会並びに理事会における、単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、評議員会並びに理事会は、過半数を超える出席数に 1 名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

- 2 評議員会並びに理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。
- 3 評議員会並びに理事会における議長の議決権は可否同数のときのみ行使するものとする。したがって、評議員会並びに理事会は、過半数を超える出席数に 1 名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

### 第 4 章 監 事

#### (監事の監査)

第 13 条 監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

## 第 5 章 欠員補充等

(役員・評議員の欠員補充)

第 14 条 役員・評議員に欠員が生じた場合は、概ね 3 か月以内に諸手続の上補充選任を行うものとする。

(評議員会の長期欠席)

第 15 条 評議員会への欠席が長期（概ね 1 年）にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを評議員は留意するものとする。

(理事会の長期欠席)

第 16 条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が長期（概ね 1 年）にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを理事は留意するものとする。

## 第 6 章 雑 則

(事業計画及び予算執行の特例)

第 17 条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときこれが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

付 則

- 1 この細則は、平成 19 年 5 月 28 日から施行する。
- 1 この細則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。